**補助（上限）基準金額・対象経費**

| １　事業区分 | ２　基準額 | ３　対象経費 | ４交付率 |
| --- | --- | --- | --- |
| （１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業 | ・初度設備費 　１床当たり　　　 133,000円 | 令和３年度の入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費）及び備品購入費 | 10/10 |
| ・人工呼吸器及び付帯する備品　１台当たり　　　5,000,000円・個人防護具　１人当たり 　　　　3,600 円・簡易陰圧装置　　　１床当たり 　　4,320,000円・体外式膜型人工肺及び付帯する備品 １台当たり　 　21,000,000円・簡易病室及び付帯する備品　１式当たり　知事が必要と認めた額　※　簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。 | 設備購入費等（個人防護具を購入するために必要な需用費(消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費） |
| （２）帰国者・接触者外来等設備整備事業 | ・ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る。）　１医療機関当たり 　905,000円・ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション　　　　　　１台当たり 　　205,000円・個人防護具　１人当たり　　　 3,600円・簡易ベッド　１台当たり 　　 51,400円・簡易診療室及び付帯する備品　１式当たり　知事が必要と認めた額　※　簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を提供する診療室をいう。 | 設備購入費等（個人防護具を購入するために必要な需用費(消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費） | 10/10 |
| （３）感染症検査機関等設備整備事業 | （ア）次世代シークエンサー　　　１台当たり　知事が必要と認めた額（イ）リアルタイムＰＣＲ装置（全自動ＰＣＲ　　　検査装置を含む。）　　　　１台当たり　知事が必要と認めた額（ウ）等温遺伝子増幅装置　　　１台当たり　知事が必要と認めた額（エ）全自動化学発光酵素免疫測定装置　　　１台当たり　知事が必要と認めた額※　（ア）～（エ）について、検査に必要不可欠であり、検査装置と一体的に利用する備品（１台当たり１０万円以上）は補助対象とする。 | 設備を購入するために必要な設備購入費（使用料及び賃借料、備品購入費） | 10/10 |
| （４）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業 | ・超音波画像診断装置　１台当たり 11,000,000 円・血液浄化装置　１台当たり 6,600,000 円・気管支鏡　１台当たり 5,500,000 円・ＣＴ撮影装置 等　（画像診断支援プログラムを含む）　１台当たり 　 66,000,000円・生体情報モニタ　１台当たり 　　1,100,000円・分娩監視装置　１台当たり 　　2,200,000円・新生児モニタ　１台当たり 　　1,100,000円 | 設備を購入するために必要な設備購入費（使用料及び賃借料、備品購入費） | 10/10 |
| （５）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業 | ・初度設備費 　１床当たり　　　 133,000円 | 令和３年度の疑い患者の入院施設の新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費）及び備品購入費 | 10/10 |
| ・個人防護具　１人当たり 　　　　3,600 円・簡易陰圧装置　１床当たり 　　4,320,000円・簡易ベッド　１台当たり　 　　51,400円・簡易診療室及び付帯する備品　一式当たり　知事が必要と認めた額　※　簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。・ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機　（陰圧対応可能なものに限る）　１医療機関当たり 　905,000円・ＨＥＰＡフィルター付パーテーション　１台当たり 　　　　　　205,000円・消毒経費　一式当たり　知事が必要と認めた額・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品　１医療機関当たり 　　　300,000円・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器　１台当たり 　　　　　1,500,000円 | 設備購入費等（個人防護具を購入するために必要な需用費(消耗品費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費） |